

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針および解説の改正案に対する意見

該当箇所	意見
全体	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本年5月30日に完全施行される改正個人情報保護法（以下、改正法）は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安心安全の向上を実現することを目的としています。今回の指針および解説の改正案（以下、改正案）は改正法の施行に伴い、放送分野における利活用を実現するために必要な規定等を整備するものであり、以下の点を除き、概ね妥当であると考えます。</li><li>● 改正案では、個人に紐付く情報である「視聴履歴」は、要配慮個人情報が推知され得ることなどを理由として、通常の個人情報よりも厳格に取り扱うこととされています。視聴履歴の取り扱いに関しては、民放事業者の意見を幅広く聴取したうえで、現在または将来において民放事業者が視聴履歴を利活用するにあたって支障が生じる場合には、改正法の目的にも鑑み、適宜、指針および解説を見直すことを要望します。</li><li>● 個人情報保護法、総務省の指針および解説、認定個人情報保護団体の指針等、個人情報保護の枠組みは重層的な構造となっており、全体を理解するのが難しくなっています。新制度の運用にあたり、行政として分かりやすい資料を作成したり、説明会を開催するなど、丁寧に周知・説明を行っていただくよう要望します。</li></ul>